

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

(公社)全国労働基準関係団体連合会では、平成29年度から全国で法律に基づき、実際に技能実習を行う実習実施者(事業場)の管理者等の職務に応じた関係法令や労務管理等に関する一定の講習(養成講習)を開催しています。

本年度も、技能実習生を受け入れている事業場の実習実施関係者を対象とした3種類(「技能実習責任者講習」「技能実習指導員講習」「生活指導員講習」)の講習を下記のとおり松本市で開催します。特に、「**技能実習責任者講習**(下表で◎を付した講習)」は技能実習生を受け入れるためには必須の講習であり、過去3年以内に受講を修了している者を配置しなければ技能実習生の受入れができなくなります。(令和5年4月～令和6年3月の間に受講された方は、本年度内に順次3年を経過することとなりますので、ご注意ください。)

他の2講習は義務ではありませんが、技能実習をトラブルなく進めるために、受講しておくことが期待される上、修了者数の多寡が実習実施者の評価の対象となり、この評価を含めた総合評価で「優良」になると、実習生の受入れ人数枠が広がるなどの優遇措置を受けられます。

《申込》[全基連ホームページ](#)よりお申し込みください(6月22日(月)15時より受付中です)

締切	7月27日(火)
----	----------

振込締切日(7月28日)にもご注意ください

① 講習予定月日

講習名	講義日・時間		受講料(受講料・消費税)
◎技能実習責任者講習	8月19日(水)	8:55～16:40	13,200円(12,000円・1,200円)
技能実習指導員講習	8月20日(木)	8:55～16:20	12,100円(11,000円・1,100円)
生活指導員講習	8月21日(金)	8:55～15:10	11,000円(10,000円・1,000円)

各講習とも定員40名、8時30分から入室できます

② 講習会場

(一社)長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター3階
(松本市神林7107-55 臨空工場団地内 0263-40-4411)

③ 昼食は各自ご用意ください。

本講習は、講習機関や講習内容・時間数などが定められている法定講習で、理解度テストもあり、70点以上が合格となります。

理解度テストの合格者には受講証明書、不合格者には不合格通知書を交付します。